

九州農業成長産業化連携協議会規約 新旧対照表

新	旧
九州農業成長産業化連携協議会規約 第1章 総則 (名称) 第1条 この組織は、九州農業成長産業化連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。 第2章 目的及び活動 (目的) 第2条 協議会は、九州地域の農業の重要性に鑑み、産学官が連携し農業の成長産業化を推進し、さらなる相乗効果を生み出すため、新たに組織として設立するものであり、農業関係者と商工業関係者との経営連携により経営力を強化し、販売・加工・輸出等の体質強化を図ることを目的とする。 (活動) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) 農業の成長産業化に関する情報の収集及び会員への発信 (2) 農業の成長産業化に関する意見交換 (3) 削除 (3) その他協議会の目的を達成するために必要な活動 第3章 会員 (会員) 第4条 協議会の会員は、第5条の入会手続きに基づき入会登録を行った団体、企業、個人を会員とする。	九州農業成長産業化連携協議会規約 第1章 総則 (名称) 第1条 この組織は、九州農業成長産業化連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。 第2章 目的及び事業 (目的) 第2条 協議会は、九州地域の農業の重要性に鑑み、産学官が連携し農業の成長産業化を推進し、さらなる相乗効果を生み出すため、新たに組織として設立するものであり、農業関係者と商工業関係者との経営連携により経営力を強化し、販売・加工・輸出等の体質強化を図ることを目的とする。 (事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。 (1) 農業の成長産業化に関する経営連携促進事業 (2) 農業の成長産業化に関する調査・広報・人材育成等事業 (3) 農業の成長産業化に関するプロジェクトの発掘・育成・支援 (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業 第3章 会員 (会員) 第4条 協議会の会員は、第5条の入会手続きに基づき入会登録を行った団体、企業、個人を会員とする。

(入会) 第5条 協議会に入会を希望する者は、所定の様式により協議会加入申込書を協議会事務局 <u>(以下「事務局」という。)</u> に提出することにより、随時協議会への加入を登録できる。 2 加入要件は、以下の通りとする。 (1) 協議会の趣旨及び第2条の目的に賛同すること。 (2) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。 (3) 会員として協議会へ提出した情報は、個人情報を除き、退会後も協議会が活用する場合があることを了承すること。 (会費) 第6条 会費は、無料とする。 (退会) 第7条 協議会から退会を希望する者は、「退会届出書」を事務局に提出することにより、随時協議会から退会することができる。 (加入登録の取消し) 第8条 事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがある。 (1) 協議会の趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。 (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。 (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。 第4章 <u>会長</u> <u>(会長)</u> <u>第9条</u> 協議会に<u>会長</u>を置く。 <u>2 会長は、事務局において会員の中から定める。</u> <u>第10条 削除</u>	(入会) 第5条 協議会に入会を希望する者は、所定の様式により協議会加入申込書を協議会事務局に提出することにより、随時協議会への加入を登録できる。 2 加入要件は、以下の通りとする。 (1) 協議会の趣旨及び第2条の目的に賛同すること。 (2) 会員として団体名・企業名・個人名が公表されることを了承すること。 (3) 会員として協議会へ提出した情報は、個人情報を除き、退会後も協議会が活用する場合があることを了承すること。 (会費) 第6条 会費は、無料とする。 (退会) 第7条 協議会から退会を希望する者は、「退会届出書」を協議会事務局に提出することにより、随時協議会から退会することができる。 (加入登録の取消し) 第8条 協議会事務局は、会員が次のいずれかに該当する場合、参加の登録を取り消すことがある。 (1) 協議会の趣旨及び目的に、明らかに反するような行為を行ったと認められる場合。 (2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合。 (3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合。 第4章 <u>役員等</u> <u>(役員)</u> <u>第9条</u> 協議会に<u>役員として、理事を40人以内</u>で置く。 <u>2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とする。</u> <u>(選任)</u> <u>第10条</u> <u>理事は、総会において会員の中から選任する。</u> <u>2 会長及び副会長は、役員会において理事の互選により定める。</u>
---	---

(職務) 第10条 会長は、協議会を代表し、事務局への助言・指導を行う。 第12条 削除 第13条 削除 第14条 削除 第5章 削除	3 協議会設立時は、前項にかかわらず、事務局が会長及び副会長の候補者案を作成し、設立総会の出席者の過半数の賛同を得て選任することができる。 (職務) 第11条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長が指名した順序によって、その職務を代行する。 (役員の任期) 第12条 役員の任期は原則1年とする。なお、起算日は役員の選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (解任) 第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。 (顧問) 第14条 協議会に顧問を置くことができる。 2 顧問は会長が委嘱する。 3 顧問は協議会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。 4 顧問の任期は、原則1年とする。なお、起算日は役員の選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。ただし、再任を妨げない。 第5章 総会
---	--

第6章 削除

(種別)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権能)

第16条 総会は次の事項を審議する。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 役員の選任及び解任

(3) その他の重要事項

(招集)

第17条 通常総会及び臨時総会は会長が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は会長以下の出席役員の中から選出する。

(議決)

第19条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 役員会

(権能)

第20条 協議会の事業の執行に関する事項、規約の変更、その他会長が必要と認める事項について審議、処理するため、役員会を置く。

2 会長は緊急を要する事項について役員に書面による表決を求め、役員会の議決に代えることができる。

(開催)

第21条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、役員会の議長は、会長がこれにあたる。

2 ただし、役員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、臨時に開催する。

(定足数)

第22条 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。

第 7 章 削除

(議決)

第 2 3 条 役員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 2 4 条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子メール又は代理人をもって表決権を行使し、又は他の役員に表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する役員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

第 7 章 企画運営委員会

(企画運営委員会)

第 2 5 条 協議会の事業の円滑な遂行を図るため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会の委員長は会長が指名する。

3 企画運営委員会は、会員のうち各分野を代表する者で構成することとし、役員から指名のあった者及び会員のうちの希望者のなかから会長が選定する。

4 企画運営委員会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項は、企画運営委員長が別に定める。

(部会)

第 2 6 条 企画運営委員会には、会員の意向等を踏まえ、企画運営委員会の決定により、部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、企画運営委員長が指名する。

3 部会の部会員は、企画運営委員会の委員及び会員のうちの希望者のなかから、企画運営委員長と部会長が協議して選定する。

4 部会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

第5章 責任範囲及び個人情報の取扱い

(責任範囲)

- 第11条 会長及び事務局は、本規約に定める以外に何らの責任を負わないものとする。会員間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、会長及び事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。
- 2 会員の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、会員がその責任において一切を処理するものとする。

第28条 削除

第29条 削除

(個人情報の取扱い)

第8章 責任範囲、権利及び個人情報の取扱い

(責任範囲)

- 第27条 役員、企画運営委員会及び事務局は、本規約に定める以外に何らの責任を負わないものとする。会員間での情報交換、共同プロジェクトの実施、直接商談、取引ないし契約等は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、役員、企画運営委員会及び事務局は何らの保証または責任を負わないものとする。
- 2 会員の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、会員がその責任において一切を処理するものとする。

(著作権)

- 第28条 会員が、協議会の活動への参加に際し新たに作成した著作物及び従来から有する著作物の著作権については、当該会員に帰属するが、当該会員が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。
- 2 会員間において共同で協議会の活動に参加するにあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該創作者間での共有とするが、当該創作者が許諾する範囲内において、事務局及び他の会員は、これを利用することができる。
- 3 前項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、事務局及び他の会員による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとする。

(知的財産権等)

- 第29条 協議会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という。）に係る権利（以下「知的財産権等」という。）の取扱は、次に定めるとおりとする。
- (1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属する。他の会員が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとする。
- (2) 発明等が共同の創作に係る場合は創作者間での共有とし、その持分その他手続等については共有者間で協議して定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 1 2 条 事務局及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法第 5 7 号、その後の改正を含む、以下同じ）」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第 2 条第 1 項記載の意味を有す。

2 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

第 6 章 活動 計画及び 活動 報告

(活動 計画)

第 1 3 条 協議会の 活動 計画は、事務局が作成する。

(活動 報告)

第 1 4 条 協議会の 活動 報告は、事務局が作成する。

第 3 3 条 削除

(報告)

第 1 5 条 活動計画及び活動報告は、会長の助言・指導を受け、会員に報告する。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 1 6 条 協議会に事務局を設ける。

2 削除

2 事務局は、(一社)九州経済連合会、(一財)九州地域産業活性化セ

第 3 0 条 事務局及び会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成 1 5 年法第 5 7 号、その後の改正を含む、以下同じ）、これに関連する法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとする。なお、本規約において「個人情報」とは、個人情報保護法第 2 条第 1 項記載の意味を有す。

2 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令及びガイドラインを遵守するものとする。

第 9 章 事業 計画及び 事業 報告

(事業 計画)

第 3 1 条 協議会の 事業 計画に関する書類は、企画運営委員会が作成し、原則、毎事業年度開始前に役員会の議決を経るものとする。

(事業 報告)

第 3 2 条 協議会の 事業 報告は、毎事業年度終了後、企画運営委員会が事業報告書を作成し、役員会の議決を経て、その事業年度終了後、3 月以内に会員に報告しなければならない。

(事業 年度)

第 3 3 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(新設)

第 1 0 章 事務局

(事務局)

第 3 4 条 協議会に事務局を設ける。

2 事務局は、総会、役員会及び企画運営委員会の開催等に係る事務及び会計処理事務を行う。

3 事務局は、(社)九州経済連合会、(財)九州地域産業活性化センタ

ンター、九州経済産業局及び九州農政局で構成する。 <u>3 削除</u> <u>3</u> 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。 (権能) <u>第17条 事務局は協議会の活動に関する事項、規約の変更、その他協議会運営に必要と認める事項について事務を行う。</u> (運営) <u>第18条 事務局の運営及び協議会の事務は、事務局構成機関の総意により行う。</u> <u>2 事務局は、事務局構成機関の総意が得られないとき、会長の助言・指導を受ける。</u> <u>3 会長は、事務局の運営及び協議会の事務について、事務局構成機関に採決を求めることができる。</u> <u>4 採決は、事務局構成機関の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</u> 第<u>8</u>章 雑則 第<u>19</u>条 本規約は、<u>事務局</u>において、必要に応じて改訂することができる。 <u>2 削除</u> 附則 1 この規約は、平成24年3月19日から施行する。 <u>2 この規約は、令和元年9月13日に改正し、令和2年4月1日から施行する。</u> <u>但し、「第五章 総会」の廃止については、令和元年9月13日から施行する。</u>	一、九州経済産業局及び九州農政局で構成する。 <u>4 会長は、事務局の中から事務局長を指名することができる。</u> <u>5</u> 事務局の運営に関し、必要な事項は別に定める。 (新設) (新設) 第<u>11</u>章 雑則 第<u>35</u>条 本規約は、<u>役員会</u>において、必要に応じて改訂することができる。 <u>2 この規約に定めるものの他は、必要な事項について会長が別に定める。</u> 附則 <u>(平成24年3月19日)</u> 1 この規約は、平成24年3月19日から施行する。
---	---